

知多都市計画道路1・3・6号西知多道路の計画の概要等

1 計画の概要

- (1) 都市計画決定権者
愛知県
- (2) 事業実施区域の位置
北部区間：東海市新宝町～知多市南浜町
南部区間：知多市南浜町～常滑市多屋字茨廻間
- (3) 事業規模
道路計画延長：約18.5km（北部区間：約9.2km、南部区間：約9.3km）

2 環境影響評価手続

平成22年1月8日	方法書の公告・縦覧（～2月8日）
2月22日	住民意見の提出期限
3月15日	住民意見の概要の送付
3月18日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
6月3日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
6月10日	方法書に対する知事意見の通知
平成25年1月25日	準備書の公告・縦覧（～2月25日）
3月12日	住民意見の提出期限
4月10日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
5月15日	住民意見の概要等の送付
6月29日	環境影響評価に関する公聴会の開催
9月6日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
9月12日	準備書に対する知事意見の通知

(今後の手続)

都市計画決定権者（愛知県）は、愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価書を作成することとなります。